

令和5年第3回北海道議会定例会 予算特別委員会 (保健福祉部所管) 開催状況
 開催年月日 令和5年9月29日(金)
 質問者 日本共産党 丸山 はるみ 委員
 答弁者 子ども応援社会推進監 野澤 めぐみ
 子ども政策局長 東 幸彦
 子ども成育支援担当課長 中村 浩
 子ども家庭支援課長 和田 宏一

質問内容	答弁内容
<p>四 予期しない妊娠への対応等について (一) にんしんSOSほっかいどうサポートセンターの委託内容等について にんしんSOSほっかいどうサポートセンターが昨年12月設置されております。札幌市内の社会福祉法人に事業を委託しているとのことですが、相談窓口の設置に至った経緯と委託内容、また、年度ごとの予算についてもお答えください。</p> <p>(二) センターへの相談件数について 開設以降、何件の相談が寄せられているのか、年度ごとに教えてください。</p> <p>(三) 女性の健康サポートセンターへの相談件数について にんしんSOSほっかいどうの委託内容は平日夜間と土日祝日となっています。平日日中帯の相談は、道内26か所の道立保健所に設置されている「女性の健康サポートセンター」が対応しているものと承知しています。 女性の健康サポートセンターにおける直近3年の相談件数と、そのうち妊娠・出産に関する相談件数を年度ごとにお知らせください。</p> <p>再(三) にんしんSOSほっかいどうサポートセンターの相談件数と道立保健所の女性の健康サポートセンターでの相談件数には随分開きがあると思うのですが、その理由についてはどのように分析されていますか。</p> <p>(四) 委託法人との連携等について 道はにんしんSOSほっかいどうの委託法人と連携を行い、どのように事業の周知を行っていますか。</p>	<p>【子ども成育支援担当課長】 設置に至った経緯等についてであります。道内では、昨年度、乳幼児の死亡事件や放置事例が連続して発生したことなどから、予期せぬ妊娠や子育てに悩む方々に寄り添いながら、必要な支援につなげる対策の充実を図るため、若年妊婦等に対する相談機能を強化することとし、令和4年12月に「にんしんSOSほっかいどうサポートセンター」を設置したところです。 このセンターでは、電話やSNSを活用した夜間及び休日の相談対応を行うこととし、札幌市内の社会福祉法人に事業を委託しており、予算については、令和4年度は事業開始の12月から3月までの事業費として5,086千円、令和5年度は12,081千円を計上しています。</p> <p>【子ども成育支援担当課長】 センターへの相談件数についてありますが、令和4年度は、開設した12月から3月までで471件、令和5年度は、4月から7月末現在で536件となっています。</p> <p>【子ども成育支援担当課長】 女性の健康サポートセンターへの相談件数についてであります。令和2年度は6,786件、令和3年度は4,775件、令和4年度は4,218件であり、うち妊娠・出産に関する相談は、令和2年度は125件、令和3年度は73件、令和4年度は104件となっています。</p> <p>【子ども成育支援担当課長】 女性の健康サポートセンターの相談件数についてありますが、にんしんSOSほっかいどうサポートセンターを利用した相談者の中には、行政機関に対する抵抗感や心理的なハードルの高さを感じている方がいると伺っており、こうしたことが、道立保健所のセンターへの相談件数が少ない要因につながっているものと考えております。</p> <p>【子ども成育支援担当課長】 にんしんSOSほっかいどうサポートセンターの周知についてであります。様々な事情を抱えた妊産婦の方々が、センターの相談窓口につながるよう、委託法人と連携し、SNSの活用や市町村を通じた</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>再一（四） 名刺サイズのカードについては、大変好評だったと伺っています。 私も北海道が作成したにんしんSOSほっかいどうサポートセンターを知らせるポスターを目にしておりますが、受付番号が書かれております。受付番号の下には、平日夜間と土日祝日の相談時間が明記されております。これは、北海道が委託している時間帯です。しかし、法人としては24時間365日の相談窓口を開設しています。なぜ、このような記述になったのでしょうか。 もし仮に、悩みを抱えた女性が平日昼間に北海道作成のポスターを見て、「今、この時間は受付をしていないんだ」と思ってしまう可能性、その後、諦めてしまう可能性は考えなかったのでしょうか。 電話番号の案内のところも24時間365日対応と早期に是正すべきではないかと思うのですが、道の考えをお答えください。</p> <p>【指摘等】 利用者目線で、是非考えていただきたいとお願いしておきます。</p> <p>（五）来年度以降の事業委託について にんしんSOSほっかいどうサポートセンターを運営する社会福祉法人では、法人の独自事業として24時間365日対応の相談窓口を開設し、居場所のない相談者のために妊娠34週から産後2か月までの滞在を想定した居住スペースも設けています。ワンストップ型支援を体現化した形となっています。 また、その相談体制の経費は、公益財団法人の助成金で成り立っていますが、今年度で補助金が打ち切られると聞いています。このような支援体制を整えて活動している他事業所などを道は把握していますか。また、直接法人からお話を伺った中で、24時間365日対応できる相談体制こそが必要なのだと強く訴えられていました。 道は、予期せぬ妊娠に対するワンストップ支援体制の整備を含め、来年度以降の事業委託について、その必要性をどう認識していますか。</p> <p>再一（五） にんしんSOSほっかいどうサポートセンターは、住む場所のない相談者の居住スペースの確保も含めて現在行っている相談体制を、北海道の支援で来年度も維持できると捉えて良いのでしょうか。 例えば、性暴力被害者支援センター「さくらこ」では、24時間の相談対応、付き添い支援、シェルター支援などワンストップで支援する体制を整えて</p>	<p>周知を図るとともに、若い世代が手に取りやすい名刺サイズのカードを学校等の教育機関、医療機関、ドラッグストア等で配布するほか、街頭ビジョンを活用した啓発や市町村等の相談従事者を対象とした研修会など、様々な場を活用しながら、幅広い周知に努めてきたところです。</p> <p>【子ども保育支援担当課長】 周知についてであります。配布しているカード等については、道の事業を周知することを目的に、業務委託に基づく相談窓口の時間帯を記載しているところではありますが、今後とも、道のホームページなども活用しながら、利用者の方々にとって分かりやすい周知に努めてまいります。</p> <p>【子ども政策局長】 事業委託法人における活動等についてありますが、相談窓口と併せて居場所支援を行う事例について、道外での実施は把握しているものの、道内では委託法人の事業所以外は承知しておらず、予期せぬ妊娠などに悩む相談者に寄り添い、個別の悩みに応じた必要な支援につなげる活動は重要と認識しています。 道では、委託法人からにんしんSOSほっかいどうサポートセンターの取組と併せ、独自の活動についても意見交換を行うなど、連携を密にしながら事業を進めており、センターでは、窓口の設置以来、多くの相談に応じ、必要な支援につなげてきていることから、今後の法人の活動内容も伺いながら、相談者の事情に寄り添う支援体制の整備に取り組んでまいります。</p> <p>【子ども政策局長】 委託法人との連携についてであります。道では、にんしんSOSほっかいどうサポートセンターの取組と併せ、委託法人による独自の活動についても意見交換を行うなど、連携を密にしながら事業を進めてきており、今後とも、委託法人、また、その他の法人の活動内容をお伺いしながら、相談者の事情に寄り添う支援体制の整備に取り組んでまいります。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>今年で 11 年を迎えます。さくらこは、北海道と札幌市の委託事業として実施され続けていますが、予期せぬ妊娠に悩み、居場所に困っている女性にも同様の支援が必要と思います。来年以降も北海道に支援をいただきたいと伺っているので、お答えをお願いします。</p> <p>【知事総括】 大変大事なところで、相談する当てがないんです。その中には、住む場所さえ困っている妊産婦がいらっしゃるんです。その居場所の支援に北海道が責任を持つのでしょうか。 今、公益財団法人が支援している助成金が切られようとしている中で、ここに北海道が手を差し伸べるのか、差し伸べないのかというのが問題なのです。 今の答弁では納得できませんので、知事に直接伺いたいと思います。</p> <p>（六）法に基づく基本計画と支援調整会議について 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づき、北海道は基本計画を策定することが義務付けられ、支援調整会議開催を努力義務とされています。 予期せぬ妊娠により困難を抱える女性についても、当然この基本計画に盛り込んで、支援団体等が加わる支援調整会議を開催し、双方向連携型の支援体制を構築すべきだと考えますけれども、いかがでしょうか。</p> <p>（七）道の既存機関の体制強化について 道立保健所とにんしんSOSほっかいどうサポートセンターによって、相談窓口その他の相談体制が確保されていることが明らかになりました。この支援が終わった後、産後2か月、あるいは3か月の赤ちゃんを地域で生活していくわけですが、法人では、保健所に出向いて相談者のその後の支援につなげているという活動もしていると伺いました。 長期的に相談できる場所があると知ってもらい、切れ目のない支援体制構築に向け、相談支援のワンストップ化も含め、道の既存機関の体制強化を図るべきと考えますが、見解を伺います。</p>	<p>【子ども家庭支援課長】 困難女性支援の基本計画などについてでございますが、いわゆる困難女性支援法において、支援対象となる女性は、「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性」と規定されておりまして、予期せぬ妊娠により困難を抱える女性も対象となるものと考えております。 そのため道では、予期せぬ妊娠により悩みを抱える方など、妊娠に関連する支援は、基本計画に盛り込むべき項目の一つと考えておりますが、具体的な支援策やその実施内容、支援調整会議の在り方などにつきましては、審議会での議論等を踏まえて検討することとしております。</p> <p>【子ども応援社会推進監】 切れ目のない支援体制構築に向けた体制強化についてであります。困難を抱える若年妊婦等の方々の中には、経済的な困窮やDVなどの問題が複雑に重なり合っている方が多く、個々の事情に応じた継続的な支援が必要と認識しています。 こうした中、にんしんSOSほっかいどうサポートセンターでは、支援を終えた妊産婦が地域で必要な支援につながり、安心して生活できるよう、相談員が各地の道立保健所や市町村を往訪し、訪問支援等につなげており、各保健所では、こうした方々はもとより、悩みを抱える若年妊婦等を早期に把握し、市町村や医療機関と連携したネットワークにより見守りを行う北海道養育者支援保健・医療連携システムを構築し、事例検討会等の開催や保健師等による個別訪問を行いながら、継続的な支援に努めているところです。 道としては、今後とも、市町村や関係機関、さらには、民間の支援団体等と連携をしながら、若年妊婦等の方々の個々の状況に寄り添った支援を行い、安心して子どもを産み育てることができる環境づく</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>【知事総括】</p> <p>困難を抱える妊産婦の問題について、心を痛める事件が年に何回か報道されます。どこかにつながっていればこの事件は起きません。どこかにつながっていれば、落とさなくて良い命が今落とされている状況を解消したいのです。個人の問題に矮小化するべき問題ではありません。生育歴の中で相談先を見いだせなかった孤立する女性をどう処遇していく、社会にしていけるのか問われていると思います。</p> <p>大きな問題だと思いますので、知事に直接伺いたいと思います。</p>	<p>りを進めてまいります。</p>